

# 令和6年小美玉市議会 総務常任委員会会議録

令和6年9月11日（水）午前10時～  
市役所3階 議会委員会室

小美玉市議会

## 総務常任委員会

### 1 開 会

### 2 委員長あいさつ

### 3 執行部あいさつ

### 4 議 事

- (1) 議案第75号 令和6年度小美玉市一般会計補正予算（第4号）
- (2) 議案第79号 令和6年度小美玉市霊園事業特別会計補正予算（第1号）
- (3) 議案第92号 茨城租税債権管理機構規約の変更について
- (4) 議案第93号 動産の買入れ契約の締結について
- (5) 議案第94号 動産の買入れ契約の締結について
- (6) 陳情第2号 パレスチナ・ガザ地区の停戦を求める決議と意見書に関する陳情

### 5 その他

### 6 閉 会



◎開会の宣告

○副委員長（真家功君） 皆さん、おそろいでございますので、ただいまより総務常任委員会を開催いたします。

開会に当たりまして、長津委員長から挨拶をお願いします。

○委員長（長津智之君） おはようございます。先月28日から開会されました9月定例会でございますけど、先週、一般質問が終了し、月曜日、決算特別委員会が開かれました。この定例会は俗に言う決算議会というように呼ばれておりますけども、一番大事なのは、現年度の補正予算が、今日からの各常任委員会が、皆様にとっては、後半の大事な予算ではないかなと思っております。3つの常任委員会のトップを切りまして、本日、総務常任委員会を開会したわけでございます。あと6ヶ月、7ヶ月が皆様にとって今年度大事な時期になりますので、結果を出すために、後半の行政をよろしくお願ひしたいと思います。それでは今日1日、よろしくお願ひしたいと思います。

○副委員長（真家功君） 続きまして、執行部挨拶としまして、島田市長、お願ひいたします。

○市長（島田幸三君） おはようございます。本会議から、決算委員会と、長津委員長そして副委員長には大変ご苦労さまでございます。今日9月11日ということで、思い出すのは23年前ですが、9・11というアメリカで同時多発テロが起きました。もちろん日本人も、被害に遭いました。当時、私は県議会にいたもので、テロは空港や原子力施設をターゲットにするとよく言われていることから、茨城空港におきましては国際空港でもあるし、テロ対策としてテロを想定した訓練もしているそうです。改めて、地元、小美玉市としてテロ対策の訓練等を引き続き要望はしたいなと思っております。本日、総務常任委員会皆さん方の忌憚ないご意見或いはご慎重なご審議をお願ひ申し上げまして、一言ご挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願ひします。

○副委員長（真家功君） ありがとうございます。

それでは、早速議事に入らせていただきます。議事の進行は、長津委員長にお願ひいたします。

○委員長（長津智之君） 議事に入る前に本日は福島議員、内田議員、宮内議員が傍聴いたします。それでは、ただいまの出席委員は6名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。本日の議題は、9月6日に付託された議案審査付託表のとおりであります。関係資料につきましては、スマートディスカッションに保存されています。準備はよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ声あり〕

当委員会の議事の進め方でございますが、質疑の方法は、一問一答方式とし、一人の方がすべて終了するまで質疑を続けることとします。簡潔かつ明瞭になされ、重複質疑を避けられますよう、よろしくお願いいたします。また、執行部においても、明快な答弁をお願いいたします。なお、執行部が即時に答弁しがたい質疑があった場合には当該質疑に対する答弁を一時保留とし、委員には次の質疑をお願いいたします。一時保留にした答弁は、執行部において整い次第、再開することいたします。各委員におかれましては、よろしくご協力くださいますようお願いいたします。なお、会議録作成の都合上、発言の際はマイクを使っていただき、質疑が終わりましたら、必ず電源をお切りいただきますようお願いいたします。

それでは、付託議案の審査に入ります。

議案第75号 令和6年度小美玉市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

大山財政課長。

○財政課長（大山浩明君） 改めまして、おはようございます。議案第75号、令和6年度 小美玉市一般会計補正予算第4号、総務常任委員会所管分につきましてご説明を申し上げます。また前回の委員会におきまして、歳出補正予算事項別明細書の増減額が同額の場合の表記につきまして、ご意見をいただいておりますので、今回、わかりやすくするために、歳出補正予算事項別明細書の説明といたしまして、増減額が同額の財源内訳補正として、別紙を作成しておりますので、ご参照のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは8ページをご覧ください。総務常任委員会所管の歳入につきましては、財政課で一括してご説明いたします。その後、歳出につきまして、順次、担当部局からご説明をさせていただきます。16款 国庫支出金、2項 国庫補助金、1目 総務費国庫補助金、個人番号カード交付事務費補助金で、68万2,000円の補正増。これは、住民基本台帳ネットワークシステム機器借上げ再リースに伴う延長保守分として交付されるものでございます。同じく、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で、1億4,070万円の補正増。定額減税補足給付金事業に対して交付されるものでございます。次に18款 財産収入、2項 財産売却収入、1目 不動産売却収入で、437万9,000円の補正増。公有財産払い下げ等による不動産売却収入を増額するものでございます。続いて9ページをご覧ください。次に、19款 寄付金、1項 寄付金、2目 総務費寄付金で、330万円の補正増、企業3社からの企業版ふるさと応援に対する、指定寄付金を増額するものでございます。次に、20款 繰入金、2項 基金繰入金、1目 基金繰入金で、4億6,291万7,000円の補正減。うち、総務常任委員会所管分といたしまして、財政調整基金繰入金を歳入歳出間調整のため4億8,265万9,000円の補正減。ふるさと応援基金繰入金を、企業版ふるさと応援に対する指定寄付金及び子育てに対する指定寄付金の計上による財源内訳補正のため、350万円の補

正減。また合併振興基金繰入金を、元気再生プレミアム商品券発行事業補助金に充当するため、1,900万円の補正増をするものでございます。次に、21款 繰越金、1項 繰越金、1目 繰越金で、5億1,367万7,000円の補正増。前年度繰越金を増額するものでございます。次に、22款諸収入、5項雑入、5目雑入で、9,253万2,000円の補正増。うち、総務常任委員会所管分といたしまして、派遣職員給与費等負担金580万円を増額するものでございます。

歳入につきましては以上でございます。

○委員長（長津智之君） 高野人事課長。

○人事課長（高野雄司君） 続きまして歳出についてご説明いたします。

まず初めに、一般会計全体の職員給与費に関する補正につきましては、人事課より一括してご説明をさせていただきます。31 ページをご覧ください。こちらが一般職の給与費の総括表となっております。こちらの比較欄をご覧ください。まず、報酬が430万円の増。給料が4,175万円の減。職員手当が1,729万1,000円の増。共済費が833万円と合計といたしまして1,182万9,000円の補正減でございます。職員数につきましては全体で633名。内訳といたしましては、一般職員が480名。会計年度任用職員が153名でございます。

職員手当の詳細につきましては、下段の表の内訳欄の通りでございます。

今回の職員給与費に関する補正の主な要因につきましては、本年4月1日付の定期の人事異動による事業、予算科目間の補正、また、会計年度任用職員の増員による報酬等の増額によるものでございます。以上が、職員給与費の補正に関する説明でございます。

これよりは、各所管よりですね、歳出の説明をさせていただきますが、職員給与費に関する補正につきましては説明を省略させていただきます。職員給与費以外の補正内容について順次説明させていただきます。まず初めに、人事課所管となりますので私の方から続けて説明をさせていただきます。10 ページをご覧ください。10 ページ2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、説明欄の8でございます。人事給与管理事務費につきましては、4節の共済費につきまして、34万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。

労災保険率の労災の保険率の改定並びに雇用保険料の額の確定に伴う補正でございます。

以上でございます。

○委員長（長津智之君） 植田政策企画課長。

○政策企画課長（植田薫君） 続きまして、同じく10ページ、政策企画課所管の歳出についてご説明させていただきます。6目 企画費の説明欄2、ふるさと寄附金事業につきましては、財源内訳補正でございます。別紙、特定財源内訳補正の説明資料をご覧ください。1行目、ふるさと寄附金事業ですが、企業版ふるさと納税に対する指定寄付金を300万円増額し、ふるさと応援基金繰入金を同額減額するものでございます。以上となります。

○委員長（長津智之君） 箕輪行革デジタル推進課長。

○行革デジタル推進課長（箕輪淳子君） 続きまして、行革デジタル推進課所管についてご説明いたします。同じく 10 ページとなります。7 目電子計算費、説明欄 1 情報化推進事業につきましては、24 万 6,000 円の増額補正をお願いするものでございます。内訳としまして、会議用タブレットの運用に係るクラウドサービス利用料金の改定に伴い、6 万 1,000 円の補正増。現在、利用の拡大を進めております電子申請サービスにつきまして、オプション機能を追加するための費用として 18 万 5,000 円の補正増となります。以上でございます。

○委員長（長津智之君） 長谷川防災管理課長。

○防災管理課長（長谷川正幸君） 続きまして、防災管理課所管についてご説明いたします。11 ページをご覧ください。2 款 総務費、1 項 総務管理費、13 目 防災諸費、説明欄 2 防災対策諸費の需用費、光熱水費を 42 万 8,000 円、増額をお願いするものでございます。理由といたしましては、旧園部川排水ポンプ場の電気料金に不足額が見込まれるため、増額をお願いするものです。説明は以上でございます。

○委員長（長津智之君） 大野税務課長。

○税務課長（大野和成君） 続きまして、税務課所管についてご説明いたします。11 ページをご覧ください。2 款 総務費、2 項 徴税費、1 目 税務総務費、説明欄 3 の税務事務費は、550 万円の増額でございます。増額理由は 22 節の償還金利子及び割引料につきまして、現在の市税の還付金の執行率から今後不足が見込まれるため、過誤納還付金 500 万円・過誤納還付加算金 50 万円を増額するものでございます。以上でございます。

○委員長（長津智之君） 山口市民課長。

○市民課長（山口恵一君） 続きまして、市民課所管についてご説明いたします。2 款 総務費、3 項 1 目 戸籍住民基本台帳費、説明欄 2 戸籍住民基本台帳事務費につきましては、68 万 2,000 円の増額補正をお願いするものでございます。内訳でございますが、13 節 使用料及び賃借料の住民基本台帳ネットワークシステム機器借上料につきましては、現在使用している機器が 11 月で契約満了となるため、再リースに伴う保守料の追加を行うものです。経費は全額、国の補助金が充てられます。説明は以上でございます。

○委員長（長津智之君） 大野税務課長。

○税務課長（大野和成君） 続きまして、続きまして、13 ページをご覧ください。3 款 民生費、1 項 社会福祉費、1 目社会福祉総務費、説明欄 11 の定額減税補足給付金事業は、1 億 4,070 万円の増額でございます。増額理由は 19 節の扶助費につきまして、国の算定式に基き給付金を算定したことに伴い定額減税補足給付金を増額するものです。説明は以上です。

○委員長（長津智之君） 消防本部大堤総務課長。

○消防本部総務課長（大堤勝憲君） 続きまして、消防本部所管の補正予算についてご説明いたします。23ページをお開きください。中段になります。9款1項 消防費、1 日常備消防費、3 常備消防総務事務費、10節需用費 消耗品費245万1,000円の補正増につきましては、令和7年度新規採用職員の被服貸与品の購入をお願いするものでございます。続いて、5 庁舎維持管理経費、14節 工事請負費 庁舎改修工事費719万3,000円の補正増をお願いするものでございます。内訳といたしまして、小川消防署車庫前舗装改修工事費が484万円、女性専用施設改修工事費が235万3,000円でございます。続いて、8 警防活動経費、17節 備品購入費 消防器具等購入費372万9,000円の補正増につきましては、令和7年度新規採用職員の防火衣購入をお願いするものでございます。次に、2 目 非常備消防費、5 自衛消防運営補助事業18節 負担金補助及び交付金 自衛消防施設整備費補助金45万円の補正増につきましては、上小岩戸区自衛消防団のホース乾燥用ポール設置をお願いするものでございます。次に、3 目 消防施設費、1 消防施設整備事業12節 委託料 消防機庫新築工事設計委託料217万8,000円の補正増につきましては、消防団6分団機庫新築工事設計委託料について、令和6年3月に設計業務積算基準等の運用が改訂され、算定に係る係数が大幅に上昇したため要望するものでございます。次に24ページをお開き下さい。続いて、同じく1 消防施設整備事業14節 工事請負費、消防施設等撤去工事費167万2,000円の補正増につきましては、小曾納区、上小岩戸区における老朽化した火の見やぐらの撤去工事をお願いするものでございます。消防本部所管については、以上でございます。

○委員長（長津智之君） 植田政策企画課長。

○政策企画課長（植田薫君） 続きまして、ページ飛びまして、29ページ下段となります。13款 諸支出金、1 項 基金費、12目及び説明欄1 ふるさと応援基金費でございますが、ふるさと応援に対する指定寄附金の令和5年度実績額により、415万2,000円の積立金の増額でございます。以上が総務常任委員会所管の補正の内容でございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（長津智之君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手により、これを許します。

鬼田委員。

○1番（鬼田岳哉君） 8ページの歳入で18款の財産収入の不動産売払収入で、この437万9,000円に関してはどこの土地になりますでしょうか。お願いします。

○委員長（長津智之君） 高橋管財課長。

○管財課長（高橋 宏君） ただいまの鬼田委員のご質問に対してお答えいたします。件数としましては、2件ございまして、1件目の場所は鶴田地内となっております。2件目については、上

玉里地内の合計2件で、437万9,000円となっております。

○委員長（長津智之君） 鬼田委員。

○1番（鬼田岳哉君） 今の回答でございますが、2件とも取得単価よりは高い金額で売ることができていますでしょうか。

○委員長（長津智之君） 高橋管財課長。

○管財課長（高橋 宏君） 今回、売払いの土地については、法定外道路っていう話で払い下げておりますので、とりあえず取得したわけではなくて、もともと持っているものを使ってなくて売っているものでございますので、市の統一単価で、平米3,200円で売払をしております。以上です。

○委員長（長津智之君） 鬼田委員。

○1番（鬼田岳哉君） 10ページの電子計算費、情報化推進事業の電子申請システム使用料18万5,000円ですが、どのようなオプションか伺います。

○委員長（長津智之君） 箕輪行革デジタル推進課長。

○行革デジタル推進課長（箕輪淳子君） はい、それではお答えいたします。こちらの電子申請サービスのオプション機能を追加した場合ですが、こちらは電子申請を利用する市民と担当部署との間で、双方向で送受信が可能となりまして、担当部署から登録者に向けても、プッシュ型でお知らせや通知ができる機能を追加したいと考えております。

○委員長（長津智之君） 荒川委員。

○20番（荒川一秀君） もう1回ちょっと詳しく教えてよ。不動産売却で地目は何なのか。それで平米数を後から言ったけど、どういう目的で売ったのか。市の方の単価、宅地、雑種地、全部単価が違うでしょ。これ新しい議員さんが多いので、よく教えてやってよ。2筆って言ったって、どういうものか、宅地だったのか、農地だったのか、丁寧に教えてください。

○委員長（長津智之君） 高橋管財課長。

○管財課長（高橋 宏君） ただいまのご質問に対してお答えいたします。今回の土地については、雑種地となっており、単価としましては、市の統一単価としましては、宅地とその他に単価が分かれています。今回、宅地以外で1件については3筆ありまして1,125平米に宅地以外ですので、平米当たりの単価は3,200円を掛けて360万円。もう1件、上玉里の方が1筆ありまして、244平米。こちらも宅地以外ですので、平米当たり3,200円を244平米にかけて、78万800円で、今回437万9,000円の補正増となっております。目的に対しては、申請者より、払い下げの申請をいただいて、審査会にかけて、審査会で通った後、小美玉市と申請者同士で契約書を交わし、料金を納入された後、登記を個人名義の所有権売買という形で、名義変更して、個人に渡すような形になっております。以上でございます。

○委員長（長津智之君） 荒川委員。

○20番（荒川一秀君） よくわかるようになりました。やっぱり単価も幾らくらいなのか、雑種地や宅地、そういうのも頭に入れとかなないと。結局払い下げる条件ていうのもあるんだよね。ただ単に欲しいから払い下げることはないだろうから、それは審査会できちんとやると思うので、それはいいと思う。とにかく丁寧に説明してください。

次に、鮎沢消防長、玉里の火災があつて消防用ホースにいっぱい穴が開いたけど、今回の補正に入っているのかな。

○委員長（長津智之君） 鮎沢消防長。

○消防長（鮎沢勝君） 荒川委員のご質問に対してお答えします。今回の補正に入っておりませんが、年度ごとに消防用ホースは更新しておりますので、今後このようなことがないように、署員にも消防団員にも重々周知して参りますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

以上でございます。

○委員長（長津智之君） 荒川委員。

○20番（荒川一秀君） 日夜、市民の生命、財産を、一生懸命守ってくれていることに対しては、本当に私も経験上、敬意を表していますが、とにかくいざという時に役立たないと仕方ないのできちんと予防消防に努めるように、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（長津智之君） 他にございますか。山崎委員。

○5番（山崎晴生君） 23ページの庁舎改修工事の方で、まず女性の消防職員さんのところのスペース、工期など詳細がわかれば、どのぐらいで完成するのか伺います。

○委員長（長津智之君） 消防本部大堤総務課長。

○消防本部総務課長（大堤勝憲君） ただいまのご質問にお答えいたします。本改修工事につきましては、女性消防職員が隔日勤務に対応できる施設の整備でございまして、消防本部2階に、女性専用シャワー室、洗濯機等を配置できる洗面所、仮眠室用のベッド等の配置をし、年度内に完了するよう計画しているところでございます。

以上でございます

○委員長（長津智之君） 山崎委員。

○5番（山崎晴生君） ありがとうございます。できるだけ早く完成することを要望しておきます。そして、プラス480万の道路の修繕ということでお話あったんですけど、どの辺ですか。

○委員長（長津智之君） 消防本部大堤総務課長。

○消防本部総務課長（大堤勝憲君） 小川消防署の車庫前の舗装部分でございまして、現在、出場時、訓練時、来庁者等にも影響をきたしており、安全管理の問題上、早急にお願ひするものでございまして、今回の補正予算に計上させていただきました。面積については、車庫前の約300平方メートルを改修予定でございます。以上でございます。

○委員長（長津智之君） 山崎委員。

○5番（山崎晴生君） 消防に行ったときに、非常に気になったところなので、しっかり修理していただけるようによろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（長津智之君） 他にございますか。戸田委員。

○3番（戸田大我君） 私からは2点なのですが、プレミアム商品券のことですが、20ページの元気再生プレミアム商品券発行事業補助金1,900万の補正が出ておりますが。

○委員長（長津智之君） 今日は総務所管ですので、ご理解ください。

戸田委員。

○3番（戸田大我君） 失礼しました。すみませんでした。11ページですが、総務費の税務事務費について先ほど大野課長からもご説明いただいた過誤納還付金についてですが、当加算金について、550万円の補正増となっております。この中身について、個人的に調べてはいますが、還付金の内容と過誤納還付加算金の内容の概要をご説明いただきたいのと、それから、令和5年度から令和2年度ぐらいまで見ると毎年のように、過誤納還付金が2,100万円。それから、加算金の方については毎年、令和5年度8万円くらい、令和4年度は40万円くらい、それから令和3年度8万円。令和2年度は30万円と年度によってばらつきがあるということです。令和6年度に関しては、補正予算が入ると過誤納還付金が3,700万円、加算金が120万円となり、例年よりも大分多いことになると思います。これについて先ほど、今年度は多くなる見込みだということがあったんですが、もう少し具体的にご説明いただきたいなと思います。よろしく願いします。

○委員長（長津智之君） 大野税務課長。

○税務課長（大野和成君） ただいまの戸田委員からのご質問にお答えいたします。

例年に比べまして、過誤納還付金と加算金の方が大きいということでお話をいただきました。

この現在までの高い執行率の主な理由といたしましては、法人税におきまして、事業所の確定申告における損益が出たことにより、納めていただいている予定納税額に対し過払いとなったことが挙げられております。事業所によりましては、1,000万円単位で還付が発生することもございます。本年度につきましては、そういった大きい対象が発生したことにより、今回の補正をお願いしているところであります。当然その額が大きくなりますと、それに合わせて還付の際に計算される加算金につきましても影響を受けるということになりますので、今回のような金額になっております。以上でございます。

○委員長（長津智之君） 戸田委員。

○3番（戸田大我君） 詳細に教えていただきましてありがとうございます。わかりました。

○委員長（長津智之君） 他にございますか。真家副委員長。

- 副委員長（真家功君） 9ページの寄付金の件で、企業版ふるさと応援に対する指定寄附金330万  
ですが、どこからか教えていただけますか。
- 委員長（長津智之君） 植田政策企画課長。
- 政策企画課長（植田薫君） ふるさと応援に対する指定寄附金、企業版ふるさと納税ですが、市  
村土建株式会社200万円、岡田板金株式会社100万円、イガラシ綜業株式会社30万円の合計330万円  
です。以上でございます。
- 委員長（長津智之君） 真家副委員長。
- 副委員長（真家功君） 23ページの歳出ですが、消防費の給料で1,090万円の減ということですが、  
この9月の時期に減の理由をお願いしたいと思います。
- 委員長（長津智之君） 高野人事課長。
- 人事課長（高野雄司君） ただいまのご質問ですけれども給与費ということで人事課の方で答え  
させていただきたいと思います。23ページ消防行政に要する給与費の1,090万円の減額につきまし  
ては、当初、見越しておりましたですね採用予定者の減によるものでございます。当初予算につ  
きましては令和5年12月時に積算しておりました、4月の採用者が減ったというところで、減額  
になったものでございます。以上でございます。
- 委員長（長津智之君） 真家副委員長。
- 副委員長（真家功君） わかりました。消防でもう1点なんですが、財源を見ますと、すべて一  
般財源になっておりますが、改修工事のために一般財源しかないのかなと思うんですが、委託料  
で消防機庫新築工事設計委託料ということになっていますが、もう1度、何処の新築工事なのかと  
いうことと、この工事に伴っての委託料は補助金はつかないですか。
- 委員長（長津智之君） 消防本部大堤総務課長。
- 消防本部総務課長（大堤勝憲君） 消防団6分団機庫、旧小川小学校跡地整備に関わる事業とし  
まして、小学校内に6分団機庫新築をするにあたり、今年度実施設計を予定しておりましたが、  
先ほどご説明させていただいた、令和6年3月に設計業務等積算基準等が改定され、算定に関わ  
る係数が大幅に上昇しました。主な要因としましては、特に直接人件費に伴う係数が上昇し、そ  
れに伴う業務時間算定数が増したため、それぞれの経費が増し、1.5倍の時間を計上すると、  
1.5倍の経費が増すものであり、今回の補正等をお願いするものでございます。財源の内訳と  
いたしましては、特定防衛施設周辺補助調整交付金が378万円を活用しておりました、残る一般財  
源が今回の補正をお願いしまして、293万円という財源内訳となっております。説明は以上でござ  
います。
- 委員長（長津智之君） 真家副委員長。
- 副委員長（真家功君） そうすると、今回の補正は防衛の補助が入っているということですね。

今回の補正は、補助金の増額ではなくて、一財なんですか。その辺の意味はどういうことですか。

○委員長（長津智之君） 消防本部大堤総務課長。

○消防本部総務課長（大堤勝憲君） ただいまのご質問ですが、特定財源の防衛施設周辺整備調整交付金は決定通知でいただきまして、一般財源の方を補正予算として増額し、お願いしているものでございます。以上でございます。

○委員長（長津智之君） 真家副委員長。

○副委員長（真家功君） それはこの補正予算でわかるわけですよ。一般財源を補正して、これは、交付決定の後だからという意味ですか。

○委員長（長津智之君） 消防本部大堤総務課長。

○消防本部総務課長（大堤勝憲君） 交付決定を受けていまして、そのあととなりましたので一般財源の方で計上させていただきました。以上でございます。

○委員長（長津智之君） 真家副委員長。

○副委員長（真家功君） 変更ということはできないんですか。

○委員長（長津智之君） 消防本部大堤総務課長。

○消防本部総務課長（大堤勝憲君） 年度内に工期を設定しているもので変更というものは今回調整としては行っておりません。以上でございます。

○委員長（長津智之君） 真家副委員長。

○副委員長（真家功君） わかりました。多分この委託とか工事については防衛補助が入るのかなと思って質問したんですが、全部一財だったので、確認のために質問しました。

○委員長（長津智之君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案75号 令和6年度小美玉市一般会計補正予算第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案の通り可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第79号 令和6年度小美玉市霊園事業特別会計補正予算第1号を議題といたします。

中野谷環境課長。

○環境課長（中野谷勲君） 続きまして、議案第79号 令和6年度小美玉市霊園事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。2ページをご覧ください。予算の概要ですが、歳入歳出それぞれ73万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を1,582万9,000円といたします。6ページをご覧ください。最初に歳入予算についてご説明いたします。3款 繰越金、1項 繰越金、1目 繰越金、1節 繰越金、前年度繰越金として73万9,000円の増となります。この額は令和5年度の決算額の確定に伴い、繰越金の額が確定したことによるものです。次に歳出予算をご説明いたします。7ページをご覧ください。1款 霊園事業費、1項 霊園施設管理費、1目 霊園施設管理費、1市営霊園管理事業、24節 積立金の73万9,000円の増でございますが、令和5年度の決算額の確定に伴う繰越金の確定により霊園整備基金積立金に積み立てるものです。以上でございます。

○委員長（長津智之君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手により、これを許します。

○委員長（長津智之君） 荒川委員。

○20番（荒川一秀君） 議案書の増額補正じゃなくて、別な件だけど、霊園墓地の照明だね。去年と今年で、去年よりも今年はいよいよ職員さんが点検とかいろいろとよくやってくれているみたいだけど、まだ点かないところもたくさんあるみたいですが、その辺の方向性があったら聞きたいなど。

○委員長（長津智之君） 本来ですと、今のは付託案件ではございませんので、その他でやって欲しいんですけど。課長、いいですか。

中野谷環境課長。

○環境課長（中野谷勲君） ただいまの荒川議員のご質問、方向性についてですが、まだ水銀灯も残っております。それと点かないところもありますので、順次、更新をしていく考えでおります。以上でございます。

○委員長（長津智之君） 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第79号 令和6年度小美玉市霊園事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで暫時休憩といたします。11時まで休憩いたします。

午前10時42分 休憩

午前11時00分 再開

○委員長（長津智之君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、議案第92号 茨城租税債権管理機構規約の変更についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

大野税務課長。

○税務課長（大野和成君） 続きまして、議案第92号 茨城租税債権管理機構規約の変更について説明させていただきます。地方自治法第286条第1項の規定により、茨城租税債権管理機構規約を変更することに伴いまして、ご提案するものでございます。提案理由といたしましては、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、森林環境税は令和6年度より、個人住民税均等割の賦課徴収と併せて一人年額1,000円を市町村が賦課徴収することとなったことから、茨城租税債権管理機構規約を変更することについての協議につきまして、地方自治法第290条の規定により本案を提案するものでございます。変更内容でございますが、資料最後のページ新旧対照表をご覧くださいと存じます。第3条第1号中「地方税に係る」を「地方税及び国税に係る」に改めとなります。なお、施行期日につきましては、令和7年4月1日となります。説明につきましては、以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（長津智之君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手により、これを許します。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第92号 茨城租税債権管理機構規約の変更について を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第93号動産の買入れ契約の締結についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

○委員長（長津智之君） 消防本部大堤総務課長。

○消防本部総務課長（大堤勝憲君） 恐縮ではございますが、着座にてご説明させていただきます。議案第93号 動産の買入れ契約の締結についてご説明いたします。消防ポンプ自動車の買入れ契約の締結について、地方自治法第96条第1項第8号及び小美玉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。消防ポンプ自動車は、令和6年6月17日、8社の指名競争入札において、水戸市のトキワ産業株式会社様が、税抜き2,800万円で落札いたしました。買入価格は3,080万円で、うち消費税は280万円でございます。納入期限につきましては、令和7年2月28日でございます。この更新予定の消防ポンプ自動車は、小美玉市消防団第12分団与沢地区に配置されている消防ポンプ自動車で25年を経過し車両更新基準に基づき更新をお願いするものでございます。以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○委員長（長津智之君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手により、これを許します。

荒川委員。

○20番（荒川一秀君） 消防ポンプ自動車の買入れで、防衛予算が入っているかと思うけど、こういう場合は、ポンプの場合の補助金は100%ですか。持ち出しどれくらいですか。

○委員長（長津智之君） 消防本部大堤総務課長。

○消防本部総務課長（大堤勝憲君） 財源内訳についてご説明させていただきます。特定防衛周辺整備調整交付金が2,775万円、一般財源が305万円でございます。以上でございます。

○委員長（長津智之君） 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第93号 動産の買入れ契約の締結についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第94号 動産の買入れ契約の締結についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

○委員長（長津智之君） 消防本部邊見警防課長。

○消防本部警防課長（邊見常之君） 恐縮ではございますが、ご説明させていただきます。

議案第94号 動産の買入れ契約の締結についてご説明いたします。議案第94号 動産の買入れ契約の締結についてご説明いたします。高規格救急自動車の買入れ契約の締結について、地方自治法第96条第1項第8号及び小美玉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。高規格救急自動車は、令和6年7月9日に7社の指名競争入札により、ひたちなか市のコーケンネットワークス株式会社が税抜き3,295万円で落札しました。買入価格は3,624万5,000円で、うち消費税は329万5,000円でございます。納入期限につきましては、令和7年3月7日でございます。この高規格救急自動車は、美野里消防署に配置されている高規格救急自動車で6年を経過し18万キロメートルを超えましたので、車両更新基準に基づき更新をお願いするものでございます。以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（長津智之君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手により、これを許します。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第94号 動産の買入れ契約の締結についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） 以上で当委員会に付託されました執行部からの提出議案の審査は終了いたしました。この後、議会案件となりますので執行部は散会としたいと思いますが、委員の皆様から執行部に対して何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ないようですので、私の方から1点でございます。実は、交通安全についてですが、6号国道の堅倉十字路、コメリさんのところの十字路ですが、小川方面から行く車が右折になる場合、美野里の方からの左折と直進とで1台も曲がれないそうです。それで数年前からお願いをしているらしいですが、時差式信号、あるいは右折表示を、時間がかかると思いますが、ぜひ地域の要望として、お願いしたいというお話がございましたので、よろしくお願いたしたいと思います。他に何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） 何もなければこれで執行部の方は散会といたします。申し訳ありませんが、市長さん、副市長さん、公室長、総務部長は若干おつき合い願いたいと思います。皆様大変ご苦労さまでございました。

続いて、陳情第2号 パレスチナ・ガザ地区の停戦を求める決議と意見書を求める決議と意見書についてを議題といたします。本件について、受理の経緯と概要等について説明願います。

事務局よりお願いします。

○書記（菅澤富美江君） 陳情第2号 パレスチナ・ガザ地区の停戦を求める決議と意見書を求める決議と意見書について、受理の経緯と概要をご説明申し上げます。まず、受理の経緯でございますが、こちらは令和6年8月23日に提出をされまして、同日付で受理をしております。提出者は小美玉市下玉里にお住まいの飛田元雄氏ご本人でございます。内容ですが、ガザ攻撃中止と即時停戦に向けた外交努力、また緊急人道支援の強化を求める決議と、国に対しての意見書提出を求めるものでございます。説明は以上です。

○委員長（長津智之君） ありがとうございます。

この件について、各委員の皆様から、本件についてご意見等がございましたら、挙手によりお願いいたします。

荒川委員。

○20番（荒川一秀君） ぜひこれは採択して、国へ出してやった方がいいですよ。とにかく国際情勢の関係で長く続いているから、私らがやってどうのこうのって言うかもしれないけど、子ども達がポリオに感染して一時停戦とニュースでやっていますけど、停戦じゃなく終戦してもらいたい。とにかく我々日本人としては、平和主義だから、もう止めてもらいたいという思いです。お願いします。

○委員長（長津智之君） 他に委員の皆様、どうですか。

真家副委員長。

○副委員長（真家功君） 今の意見に賛同します。

○委員長（長津智之君） 他にどうですか。よろしいですか。それでは陳情第2号 パレスチナ・ガザ地区の停戦を求める決議と意見書を求める決議と意見書について 採決いたします。お諮りいたします。

本案は原案を採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

ありがとうございます。

全会一致で採択すべきものと決しました。

ただ今、採択すべきものと決した陳情は、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関へ意見書の提出を求めるものと、決議についてを求めるものでございます。

ここで暫時休憩をいたします。

午前11時10分 休憩

午前11時12分 再開

○委員長（長津智之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど休憩中に、意見書案と決議案をお手元に配布をさせていただきました。

ご意見がありましたら、挙手によりお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ないようですので、この際お諮りいたします。

本件の願意達成のため、お手元の案文の通り、当委員会として議長に意見書案と決議案を提出したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

異議なしと認め提出をすることに決しました。ありがとうございました。

以上で当委員会に付託されました議案の審査はすべて終了いたしました。

続いて、その他に入ります。常任委員会視察研修について、6月委員会でも触れましたが、変更点もあるようですので、事務局から説明をお願いいたします。

○書記（菅澤富美江君） 事務局からお伝えをいたします。ただいま委員長からもありましたように、6月の委員会で、視察研修につきまして10月9日、10日の2日間で予定しているとお伝えしました。変更点でございますが、小樽市での研修内容が先方のご都合によりまして、移住定住促進事業からこちらにありますゼロカーボンシティに向けた取組みに変更をさせていただいております。2日目の当別町の内容は、ふるさと納税事業について、こちらの変更はございません。事前に先方へお送りしております質問内容と、現時点での行程をタブレットの方に登録させていただいております。なお、服装について、当別町においてはナチュラル・ビズを行っているとのことで、ノーネクタイで結構ですとのお返事をいただいております。小樽市での対応については研修資料とあわせまして、後日お知らせいたします。以上です。

○委員長（長津智之君） ありがとうございました。皆さんの方から何かございますか。

よろしいですか。随時変更がある場合は、事務局と正副委員長の方にお任せ願えば幸いと思いますが、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） それでは本日の審議及び協議はすべて終了いたしました。

副委員長お願いします。

---

◇

### ◎閉会の宣告

○副委員長（真家功君） それでは、以上をもちまして総務常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時15分 閉会